

社会教育法改正に関する資料

中五号

諸国憲法の関係規定一覽

国名	公金による補助について	成人教育について	宗教団体について
日本	八九条 公金その他の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用便益もしくは維持のため又はその支配に属しない慈善事業教育もしくは博愛の事業に對しこれを支出し又はその利用に供してはならない	八九条(同上)	二〇条 信教の自由は個人に對し之を保障するものなり宗教団体は國から特權を與へ又は政治上の利益を行はざる限り、何れも宗教的行為爲政見、儀式及び行爲に於て之を主張し得るは自由なり國は之を信教の自由を保障するものなり
ベルギー	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る
オランダ	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る
ベルギー	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る
フランス	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る
ドイツ	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る
フィンランド	ハ三第一項 法律に基き又はその他の場合を除くは、いかなる金貨も連邦の國庫に充てられなければならない	ハ三第一項 國は人民の一般的文化水準を向上せしめ、人民のすべての層に對し學校及びその他の文化施設を通じて可能性を保障する	ハ三第一項 國は宗教団体に物質的な援助を与ふることを得る

国名	公金による補助について	私人教育について	宗教団体について
カナダ	なし	なし	なし
東独	なし	三五条 いずれの市民も教育を受け、その自己の職業を自由に選択する同等の権利を有する。青少年の教育は月給に市民の更に進んだ精神的および専門的教養は、国家生活および社会生活のすべての領域にあり、この施設による確保される。	四五条 一項 宗教団体に対する法律、契約又は特別の法権原に基づく給付は法律により禁止される。
エジプト	九七条 一項 国庫から支出される俸給、年金、損害賠償補助金および補償金に關する規定は法律で定め、これらの事項に關する例外的事項およびそれを監督する機關は、同じく同様とする。	四九条 すべてエジプト人は教育を受け、権利を有する。国は各種の学術、文化的施設および教育的施設を設置し、漸進的にこれを拡充し、この権利を保障する。	なし
西独	なし	なし	なし
フィンランド	なし	八一 条 国は技術的職業、農業およびその他の産業、商業および航海業ならびに芸術に關する教育を行ふ施設を維持し、又は必要がある場合には、これに補助金を交付する。	なし
フランス(旧)	なし	なし	なし
ギリシヤ	なし	なし	なし
ハンガリー	なし	なし	なし
インド	二八 三条 連邦および州は公共の目的のため、国会及び州立法府は立法権を有しない事項に對する交付金を与えることができる。	なし	なし
インドネシア	なし	四〇 条 一項 國家機關は、國民の精神的および物質的發展を促進しなければならない。二項 國家機關は特に教育の普及の速かな限絶に努力を怠るべきでない。	なし

国名	公金による補助について	成人教育について	宗教団体について
イラン	一〇〇条、法律に規定され、そのものを除くほか、いかなる給与又は賜金も、国庫から支出されない。	なし	なし
アイスランド	なし	なし	四四条二項(2)、国はいかなる宗教にも寄進をしないことを保障する。
リビア	一六八条、いかなる年金、補償金、賜金、又は積立金からの支出も、法律の範囲内となり、これに對する、国庫から支拂を承認することはできない。	なし	なし
メキシコ	なし	なし	なし
蒙古	なし	なし	なし
イラン	なし	なし	一七八条、現在諸宗教および諸宗教の僧侶が受け取る俸給、年金、その他いかなる種類の収入も、当該宗教に保障される。
エドワードランド	五四条、後段、エドワードランド内にあり、国王の手入りの郡会も、總督の署内にあるもの納税長官のその授け書によるものは、支払はされない。	なし	現在に於いて、国庫より許可する俸給も受け取るものは、充分な俸給を二倍するに俸給は、俸給を二倍するに、現在の俸給を増額することとする。
ノルウェー	なし	なし	なし
パナマ	二二九条一項、憲法は、いかなる法律に於いて、認められたいかなるものも、これを行ふことができない。	九十条、国はあらゆる方法により、国民の文化を促進し、かつ、文藝を奨励するものとする。	三六条、後段、原住民族に對する、布教および宗教に對する、目的のため、宗教に對して、交付されるべき補助金に對しては、法律により定む。
フィリピン	二三条三項、公金又は公的財産に於ける小泉派、教会、教派、小泉派に屬する諸施設も、これら宗教組織の使用便宜も、その維持	なし	二三条(同二)

国名	公金による補助にありえ	成人教育についで	宗教団体にありて
ポーランド	なし	六一条 ポーランドの人民は わが国の市民は教育とつづき 利をもつ 教育とつづき権利はつづきこと よき非常の大規模に保障され 三都市と農村と工業企業と その他の仕事場ではたつて 市民の技能資格をたためるた の国家の援助	なし
ホルトガル	なし	なし	なし
トルコ	なし	なし	なし
南アフリカ連邦	なし	なし	なし
アメリカ	なし	なし	なし
ウルガイ	なし	なし	なし
ヴァチカン	なし	なし	なし
ラトナム	なし	なし	なし
ユーゴスラヴィ	なし	三八条二項 国は青年の世に持 制の配慮をし、その教育を保 護す。	五条五項 国は宗教団体を 物質的に援助するものとす。